

# 避難した理由

- 避難する理由としては、避難勧告等だけでなく「**周辺の環境の変化**」や「**人からの声かけ**」などもある
- 自治体の指定する避難場所へたどり着けない場合に備え、頑丈な建物到達可能な避難先を事前に決めておくことが重要
- そのためには、**地区ごと**に取るべき避難行動を日頃から話し合い災害に備えることが重要

○ **避難した理由** (各文献のデータをもとに、類似する項目は合わせて整理した)

対象災害	平成30年 7月豪雨 <small>国土交通省実施 アンケート調査結果</small>	平成30年 7月豪雨	平成23年 紀伊半島大水害	平成23年 紀伊半島大水害	平成18年 梅雨前線	平成16年 台風豪雨災害
回答1	避難勧告等	周辺の環境の変化	避難勧告等	周辺の環境の変化	避難勧告等	隣人等からの声かけ
回答2	周辺の環境の変化	避難勧告等	周辺の環境の変化	避難勧告等	隣人等からの声かけ	周辺の環境の変化
回答3	隣人等からの声かけ	隣人等からの声かけ	隣人等からの声かけ	隣人等からの声かけ	周辺の環境の変化	避難勧告等
調査文献	国土交通省	県立広島大学教授 江戸克栄ら	金沢大学博士後期課程 石塚久幸ら	東北工業大学准教授 古山周太郎ら	パシフィックコンサルタンツ(株)	京都大学特任教授 竹内裕希子ら
	—	「平成30年7月豪雨の避難意識と行動に関する調査」	「土砂災害における住民の避難行動思考と自治体の避難情報提供の実態に関する考察」	「山間地域における被災状況の異なる集落での避難行動と防災意識に関する研究」	「土砂災害に対する住民の意識向上方策に関する調査」	「広島市安佐南区瀬戸内ハイツ・広陵を対象とした土砂災害と防災に関するアンケート調査」

# 避難しなかった理由

- 今回実施したアンケート調査や既往文献調査によると、避難しなかった理由として「**自宅が安全と判断**」したという回答した人が多い。
- その他、避難しなかった理由として「**近隣住民が避難していなかった**」や「**避難するほうが危険と判断**」、「**避難勧告等を認識していない**」などもある。

## ○ 避難しなかった理由 (各文献のデータをもとに、類似する項目は合わせて整理した)

対象災害	平成30年 7月豪雨 <small>国土交通省実施 アンケート調査結果</small>	平成30年 7月豪雨	平成26年 広島県豪雨	平成22年 広島県豪雨	平成16年 台風豪雨災害
回答1	自宅が安全と判断	自宅が安全と判断	自宅が安全と判断	自宅が安全と判断	自宅が安全と判断
回答2	避難するほうが 危険と判断	近隣住民が避難 していなかった	避難するほうが 危険と判断	近隣住民が避難 していなかった	近隣住民が避難 していなかった
回答3	近隣住民が避難 していなかった	避難するほうが 危険と判断	避難勧告等を 認識していない	避難するほうが 危険と判断	避難勧告等を 認識していない
調査文献	国土交通省	県立広島大学教授 江戸克栄ら	内閣府 (防災担当)	京都大学特任助教 竹内裕希子ら	京都大学特任助教 竹内裕希子ら
		「平成30年7月豪雨の避難意識と行動に関する調査」	「土砂災害時における防災情報と伝達と住民等の避難行動について」	「広島市安佐南区瀬戸内ハイツ・広陵を対象とした土砂災害と防災に関するアンケート調査」	「広島市安佐南区瀬戸内ハイツ・広陵を対象とした土砂災害と防災に関するアンケート調査」

# 避難率の比較

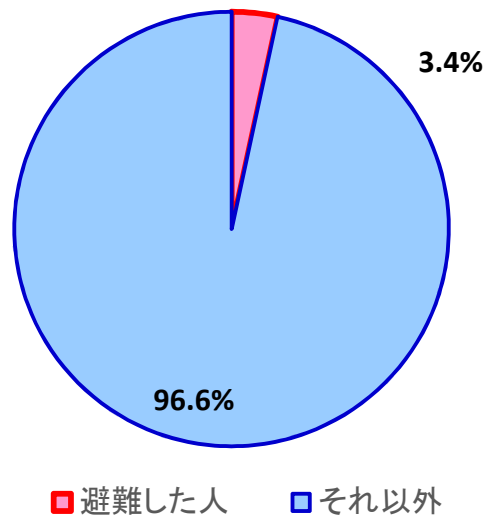
- 過去の文献や報道で示されている西日本豪雨災害の広島市の避難率は**数%**
- 一方、国交省実施のアンケート調査から、坂町総頭川流域での避難行動を起こした人の割合は**45%**
- 市指定の避難所へ必ずしも逃げていなくとも、**避難すべき人が命を守る行動を取ることができたかという視点で整理**すると多くの人が避難しようとしていることが分かる

## ○過去の文献や報道における避難率 (事例) 8月17日 中国新聞

9,224 (広島市指定の避難所に逃げた人)

272,961 (広島市内の避難指示の対象人数)  
※土砂災害警戒区域内

= **3.4%**

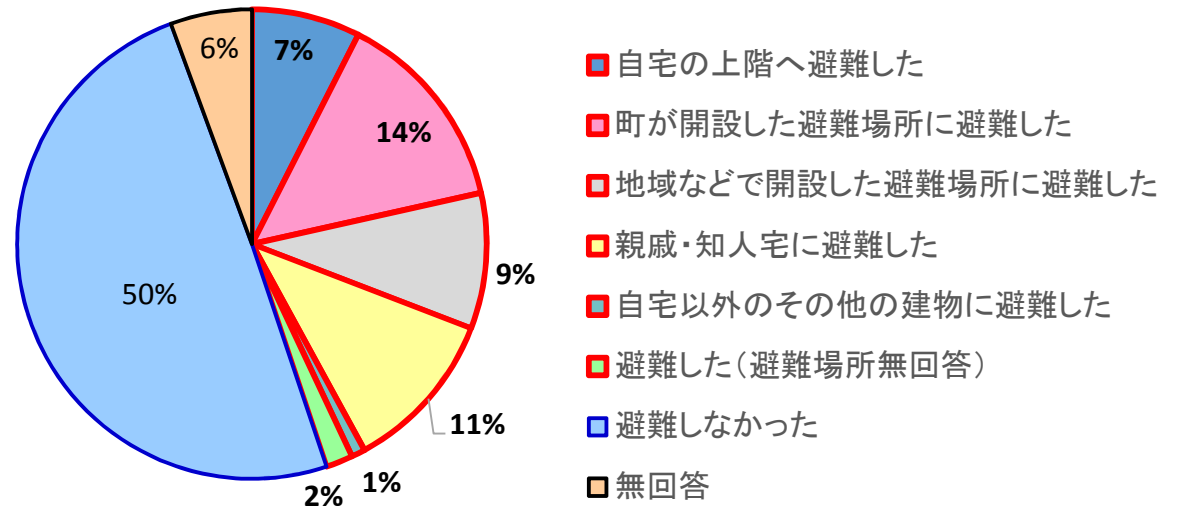


## ○坂町総頭川流域における避難の実態 (国交省実施アンケート結果による)

48 { 自宅の上階  
町が開設した避難場所  
地域などで開設した避難場所  
親戚・知人宅  
自宅以外のその他の建物 その他 } に避難したと回答した人

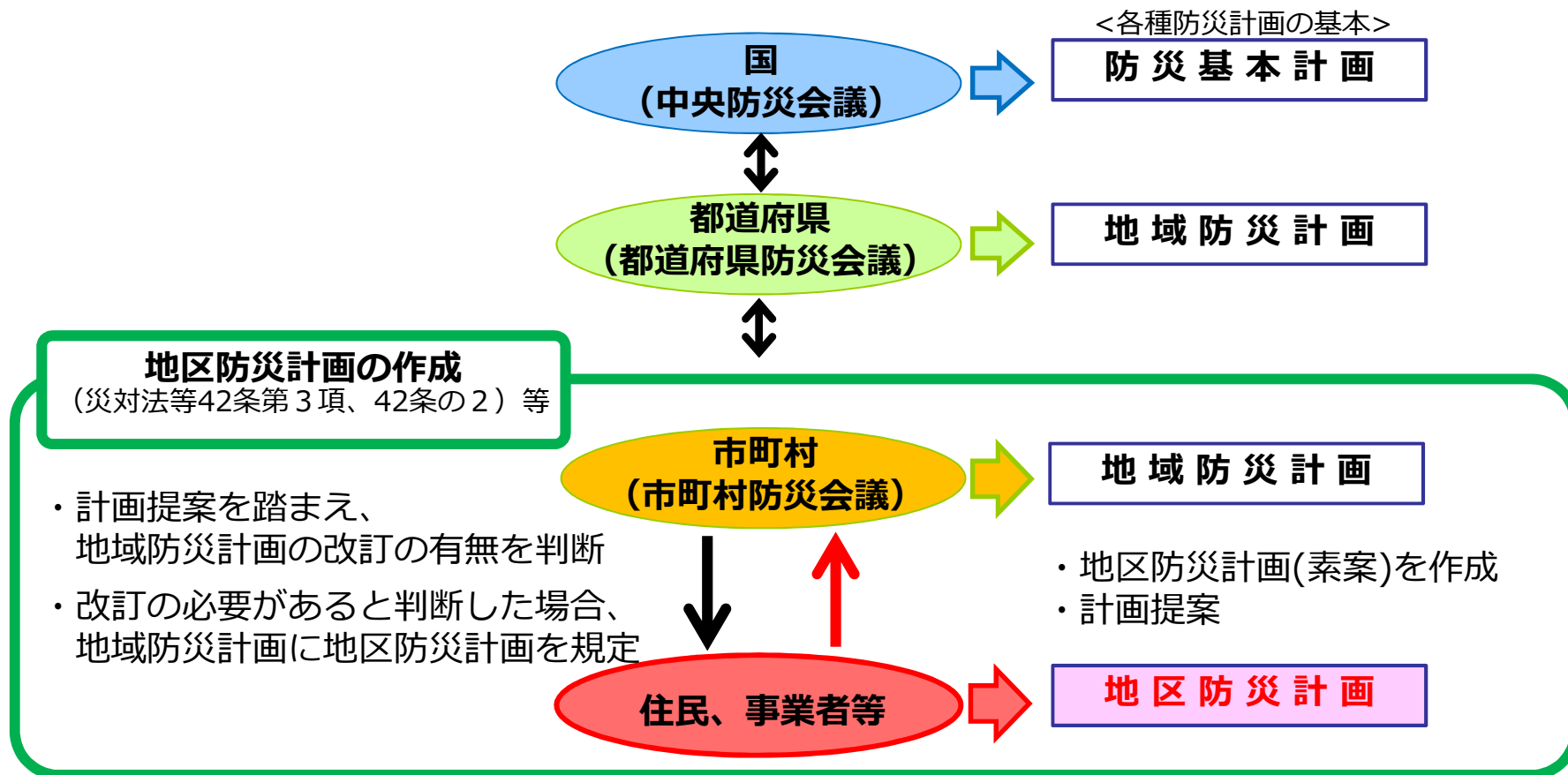
107 (坂町総頭川流域の土砂災害警戒区域内の住民から抽出)

= **45%** ※端数処理の影響により、グラフ上の数値の合計と一致していません



# 「地区防災計画」制度の概要(災害対策基本法)

住民等が自主的に地区の防災計画(素案)を策定し、市町村へ提案。市町村が必要に応じて地区防災計画に規定できる制度(平成26年4月1日施行)



○平成27年度内閣府モデル事業により、三重県津市美杉町丹生俣地区において地区防災計画策定。  
 ○地区住民自らが、避難先・避難時のルール等を事前に取り決め、非常時に何をなすべきか考え、要配慮者等へ声かけし、避難が出来る体制を構築。

### 1. 避難先の考え方

- 住民が、市の避難勧告等を万が一受け取る事ができなくても、台風等の情報により具体的に何をすべきか記載
- 避難が困難な状態となった際の避難について記載

### 2. 避難時のルール

- 避難時には、各連絡先への報告及び確認すべき事項について地区防災計画で位置付け

#### 【丹生俣地区 避難先】

##### ①台風接近前の避難

- ・親類や友人宅等の安全な場所(土砂災害警戒区域にかからない場所)へ早期に避難
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難



##### ②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定避難所へ避難しましょう。
- ・丹生俣多目的集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報(土砂)発表時には、避難所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、**安全な避難先へ避難する前の中継所として活用**します。



##### ③避難勧告等発令時

- ・**土砂災害警戒区域外の指定避難所へ避難することが困難な場合は**、中俣集会所や天理教国司分教会へ避難

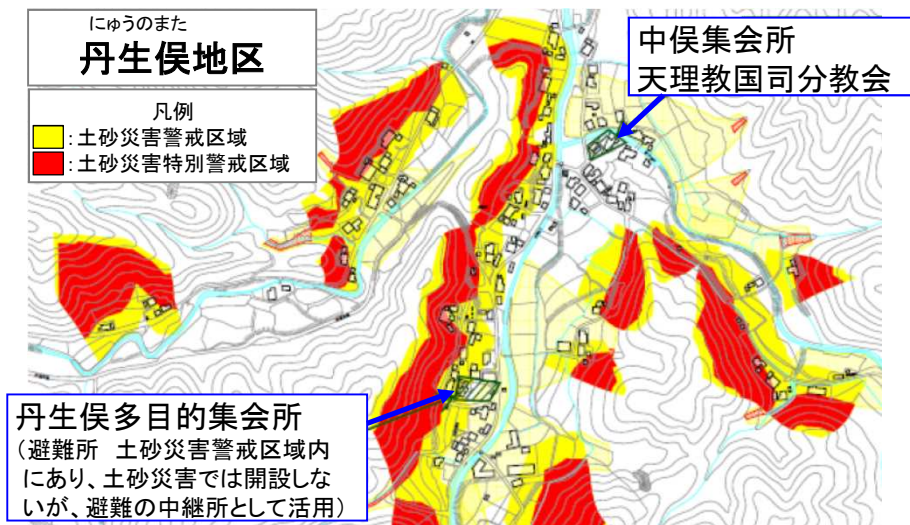


##### ④八手俣川増水時

- ・浸水のおそれのない**より高いところにある空家へ**

#### 【丹生俣地区避難時のルール】

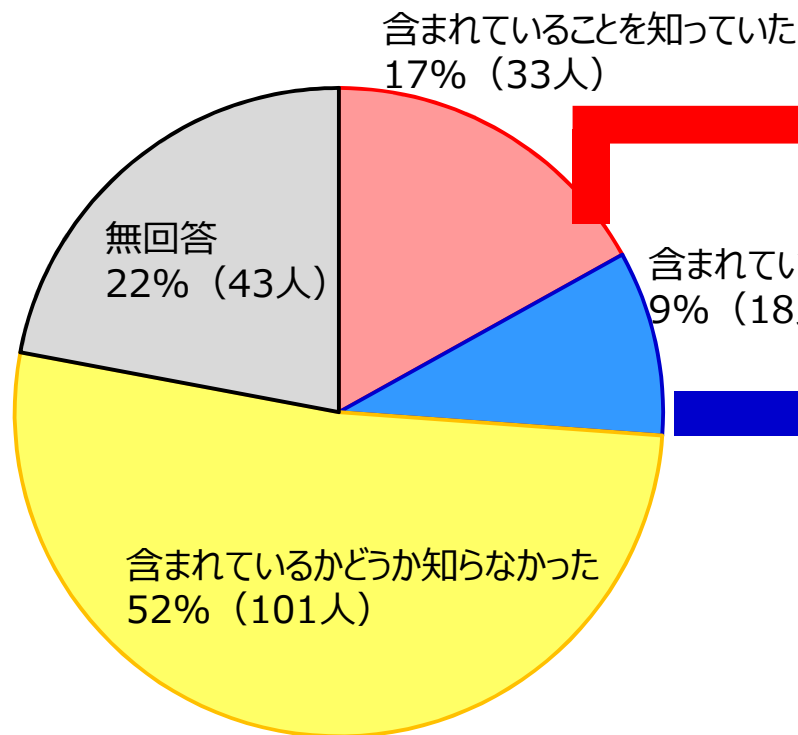
- ・避難する際には、**避難先を隣近所等に連絡**することとし、連絡を受けた住民は、速やかに**自治会(自主防災協議会)会長へ報告**します。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず複数人で避難します。
- ・自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、**避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認**します。
- ・避難支援する際には、**要支援者に対して、複数の支援者で対応するように予め決めておきます。**



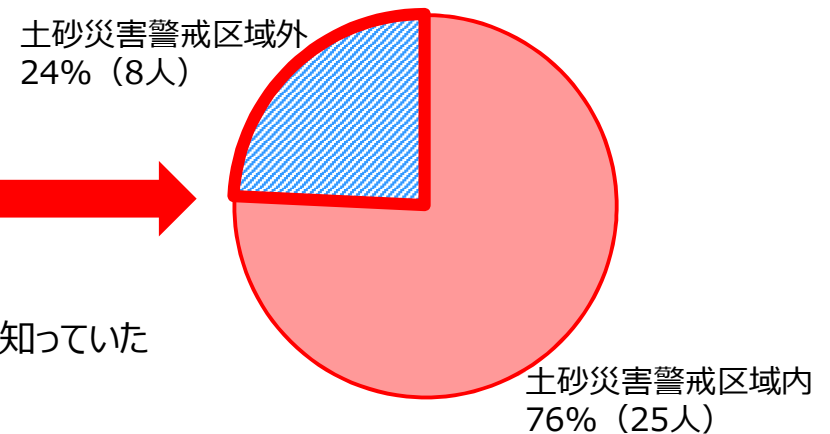
# 土砂災害警戒区域の認識

- アンケート回答者の過半数が「自宅が土砂災害警戒区域に含まれているかどうか知らなかった」と回答
- また、「含まれていることを知っていた」「含まれていないことを知っていた」と回答した人の中でも、その認識が誤っている人が一定数存在

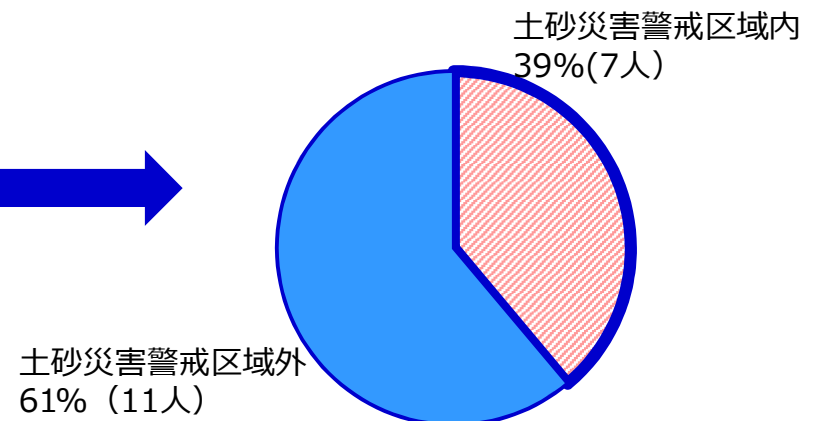
【問】自宅が土砂災害警戒区域に含まれているか知っていましたか(N=195)



実態は？(住所を元に集計)



実態は？(住所を元に集計)



# ハザードマップの作成(福岡県朝倉市松末地区)

土砂災害への住民理解を深める取組み

- 地域と行政の協働(①ワークショップ)により「自主防災マップ」を作成。住民の意見を踏まえ、②避難経路の危険箇所、③避難所を記載。
- 平成26年度までに市内全19地区で完成し、各世帯に配布。



①ワークショップ

## ②避難経路の危険箇所

土砂災害警戒区域に加えて、特に土砂災害のおそれがある範囲

## ②避難経路の危険箇所

川沿いで特に越水のおそれがある場所

